

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者</p> <p>イ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者</p> <p>イ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している</p>

者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいない場合、保護者であった者が住所を有しない場合又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者を除く。）

者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいない場合、保護者であった者が住所を有しない場合又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け、市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者を除く。）

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2)～(7) (略)

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有するとみなされる者

(9) (略)

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされたもの

(11) (略)

2 (略)

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者である者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条 の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2)～(7) (略)

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市が行う国民健康保険の被保険者であるもの

(9) (略)

(10) (略)

2 (略)